

第1章 計画の策定にあたって

1 健康増進計画策定の趣旨

医学の進歩や生活環境、食生活の改善により、国民の生活水準は向上し、日本は世界有数の長寿国となりました。しかし、人口の急速な高齢化とともに、食生活、運動習慣等を原因とする生活習慣病が増え、その結果、認知症や寝たきりなどの要介護状態となる人々が増加し、深刻な社会問題ともなっています。

このため、国は平成12年度に、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」を重視した取り組みを推進してきました。次期計画として、平成25年度から平成34年度までの「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」では、引き続き「一次予防」に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進するために、下記の5つの基本的な方向が示されました。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上の取り組み
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

当麻町においても、「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」の基本的方向性を踏まえ、生涯を通じた健康づくりの行動指針として当麻町健康増進計画を策定するものです。

2 健康増進計画の計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度（2018年度から2022年度）までの5年間とし、必要に応じて見直しを実施します。

3 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条に基づく市町村の健康増進計画であり、「第5次当麻町総合計画」を上位計画とし、「当麻町介護保険事業計画」、「当麻町国民健康保険特定健康診査等実施計画」など関連計画との整合性を図るものとします。

策定にあたっては、「健康日本21（第2次）」の理念をもとに、「北海道健康増進計画」、「上川中部圏域健康づくり事業行動計画」との整合性を図ります。

